厚生労働省
岩手労働局

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表
令和８年 11 月 18 日（水）

【照会先】
岩手労働局労働基準部健康安全課
課長　田上博教（たのうえひろかず）
課長補佐　千田智勝
（電話）　019－604－3007

報道関係者　各位

「令和８年度 いわて年末年始無災害運動」開始セレモニーを行います
～岩手労働局長による PR 用のぼり旗の設置～

岩手労働局（局長　川又（かわまた）　修司（しゅうじ））は、令和８年 12 月１日から令和９年１月 31 日まで年末年始の労働災害防止を目的に「令和８年度 いわて年末年始無災害運動」（準備期間令和８年 11 月）を岩手労働災害防止団体連絡協議会（※）と協力して展開します。本運動初日の令和８年 12 月１日（火）に開始セレモニーを行います。その中で、この運動のＰＲのため、矢巾町流通センター内岩手県トラック協会付近の県道沿いに岩手労働局長を始め岩手労働災害防止団体連絡協議会の役員等によりのぼり旗の設置を行います。

（※）県内 10 団体（労働災害防止団体等）で構成される労働災害防止の推進を図ることを目的とする協議会

１　日　　時	令和８年 12 月１日（火）午前 11 時 00 分から
２　場　　所	岩手県トラック協会２階小会議室 （紫波郡矢巾町流通センター南二丁目 9-1）
３　実施者	岩手労働局長 岩手労働災害防止団体連絡協議会構成団体役員等
４　プログラム	①岩手労働災害防止団体連絡協議会運営会議座長あいさつ 岩手労働基準協会　専務理事　佐々木　孝 ②岩手労働局長あいさつ 岩手労働局長　川又　修司 ③令和８年度　いわて年末年始無災害運動実施要綱の説明等 岩手労働局労働基準部健康安全課長　田上博教 ④のぼり旗の設置
５　その他	のぼり旗設置の終了後、岩手労働局長及び岩手労働基準協会専務理事のぶら下がり会見を行います。

※ 取材についての事前申込みは不要です。
開始 15 分前までに直接会場にお越しください。

セレモニー会場案内図


鹿妻公園
タルトタタン
アウトレット店
流通センター北
ヤマト運輸㈱
岩手法人支店
栄鈑金塗装
ラーメンショップ 田中店
㈱ニチレイ・
ロジスティクス東北…
9地割
㈲関商店
第一貨物㈱ 盛岡支店
盛岡地区 勤労者
共同福祉センター
広宮沢公園
2丁目
岩手トラックターミナル㈱
昭和土木設計
居酒屋 はた屋
㈱ハート引越センター
盛岡センター
流通センター南
会　　場
(岩手県トラック協会)
3丁目
東北運輸局
岩手運輸支局
うちむら家具
アウトレット倉庫
13
4丁目
うちむら家具
FARI100 MORIOKA
パドック
281
(公益社)ボイラ・クレーン
安全協会 岩手事務所
㈱備品レンタルセンター
㈱東北安田商会
第11地割
Google Maps

いわて年末年始無災害運動

実施期間：令和8年12月1日～令和9年1月31日

［準備期間：令和８年11月1日～令和８年11月30日］

あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

本県においては、例年、12月から1月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約５割が路面凍結など冬季特有要因によるものとなっており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。また、これから迎える年末年始は、慌ただしさも加わり、季節要因以外の墜落・転落災害など多く発生している災害も重点的に労働災害防止対策を徹底する必要があります。

このため、準備期間を含め、各事業場においては、次の取組などを通じて安全意識の高揚及び安全衛生対策の取組の更なる徹底をお願いします。特に冬季特有災害については裏面のチェックリストを用いるなど、対策の点検をお願いします。

- **経営トップによる安全への所信表明**
- **冬季特有災害の防止**
- **14次労働災害防止計画に基づく取組の再徹底**
- **リスクアセスメント・KYの実施及びこれらを踏まえた危険の見える化の実施**
- **安全パトロールなど労働災害防止対策の点検の実施**
- **労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加**



主唱者　岩手労働局／岩手労働災害防止団体連絡協議会

協議会構成団体：（公財）岩手労働基準協会／建設業労働災害防止協会岩手県支部／陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部／港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部岩手県支部／林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部／岩手県採石工業組合／（公社）ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所／（公財）岩手県予防医学協会／岩手県陸砂利工業組合／（独）労働者健康安全機構岩手産業保健総合支援センター

協　賛　岩手県商工会議所連合会／岩手県商工会連合会／岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

冬季特有災害を防止しよう！

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- □ 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- □ 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- □ 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- □ 滑り難い靴等の着用徹底。
- □ 作業時のヘルメットの着用。

※ 12 月～2 月は冬季転倒災害防止対策強化期間です。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- □ スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- □ 余裕を持った車両運行計画の作成。
- □ 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- □ 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。
- □ ブラックアイスバーンを予測した運転。※
- □ 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

※ブラックアイスバーンとは、濡れているだけのように黒く見え、薄い氷の膜ができた路面状態のことで、濡れた路面との見極めが難しい。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- □ 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- □ 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全帯）・ヘルメット等）の徹底。
- □ 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- □ 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- □ ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- □ 事業場、工事現場、寄宿舎等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- □ 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- □ 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- □ 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- □ 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- □ 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- □ 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- □ 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

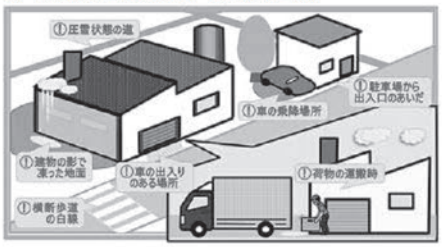
8 その他の冬季特有災害の防止

- □ 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- □ 雪崩による危険防止。
- □ 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。
- □ 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底。
- □ 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止。

職場から転倒災害をなくしましょう！

《12 月～ 2 月は冬季転倒災害防止対策強化期間です》

★ 転倒危険マップの作成



★ 滑りにくい靴の着用



ピン・金具付きの靴底

金属のピンや金具が靴底に備わっており、氷を引っかき、突き刺して滑りを防ぎます。
脱着可能な靴用アタッチメントタイプもあります。



深い溝のある靴底

グリップ力が強いため滑りにくくなっています。
溝が浅くなるとグリップ力が低下するので溝の点検も重要です。